青森県報

第二千八百十六号

平成十九年八月八日（水曜日）

目　次

告　示

○字の区域及び名称の変更……（市町村振興課）…一
○生活保護法による指定介護機関の介護予防支援事業所の所在地変更の届出……（健康福祉政策課）…三
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……（同）…三
○右　同……（同）…四
○右　同……（同）…四
○右　同……（同）…四
○生活保護法による介護機関の指定……（同）…四
○右　同……（同）…五
○右　同……（同）…五
○右　同……（同）…六
○道路の区域の変更……（道路課）…六

出先機関

○道路の位置の指定……（上北地域県民局）…七

告　示

青森県告示第五百八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、十和田市長から十和田市の字の区域及びその名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域及びその名称の変更は、平成十九年八月二十七日からその効力を生ずるものとする。

平成十九年八月八日

青森県知事　三　村　申　吾

十和田市

大字奥瀬字十和田一の一、一の三、二の一、二の三、三の一、三の二、三の五、四の一、四の三、五の一、七の一、七の三、七の四、八の一、一〇の一、一二の一、一二の二、一三の一、一三の三、一四の一、一四の三から一四の七まで、一六の一から一六の八まで、一六の一〇から一六の一五まで、一六の六六から一六の六九まで、一六の七三、一六の一〇六、一六の一四五から一六の一四七まで、一六の一六三から一六の一七四まで、一六の一八四、一六の一八五、一六の一九一から一六の二〇八まで、一六の二一五から一六の二一九まで、一六の二二一、一六の二二三から一六の二三一まで、一六の二三七、一六の二四一、一六の二四三、一六の二四五から一六の二四八まで、一六の二五〇、一六の二五一、一六の二五三から一六の二五五まで、一六の二五七、一六の二五八、一六の二六〇、一六の二六一、一六の二六四から一六の二六六まで、一六の二六九、一六の二七〇、一六の二七二、一六の二七三、一六の二七六、一六の二七七、一七の一から一七の五まで、一八の一、一八の二、二九二の一から二九二の五まで、二九三の一、二九三の二、二九三の四から二九三の一七まで、二九三の二〇、二九三の二三、二九三の二七から二九三の八〇まで、二九四の一から二九四の四まで、二九四の六から二九四の一二まで、二九五の一、二九五の七から二九五の一一まで、二九六の一、二九六の三、二九六の五、二九六の八、二九六の一〇、二九六の一二から二九六の一四まで、二九六の一六から二九六の二一まで、二九七の一、二九七の三から二九七の五まで、二九七の一〇から二九七の一七まで、二九九の一から二九九の三まで、三〇〇の一、三〇〇の三、三〇一、三〇二、三〇五、三〇九の一から三〇九の四まで、三一〇の一、三一〇の三から三一〇の五まで、三一〇の七から三一〇の一〇まで、三一〇の一六から三一〇の二六まで、三一二から三一四まで、三一五の一、三一五の二、三一六の一から三一六の五まで、三一七、三一九の一から三一九の三まで、三二〇から三二二まで、三二三の一、三二三の二、三二四から三三二

まで、三三三の一から三三三の三まで、三三四、三三五、三三六の一から三三六の四まで、三三七の一から三三七の六まで、三三八の一から三三八の三まで、三三九、三四〇、三四一の一から三四一の一七まで、三四三の一から三四三の一六まで、三四四の一、三四四の二、三四五の一、三四五の二、三四六、三四七、三四八の一、三四八の二、三四九の一から三四九の四まで、三五〇の一から三五〇の三まで、四〇七、四八二、四八五から四八七まで、四九四、四九五及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地、公有地の全部を新たに大字奥瀬字十和田湖畔休屋とする。

大字奥瀬字十和田一六の一六、一六の一九から一六の二四まで、一六の四七、一六の五一から一六の五三まで、一六の五六、一六の六二から一六の六五まで、一六の八二、一六の八五、一六の九〇、一六の九二、一六の九三、一六の一〇四、一六の一〇五、一六の一〇八から一六の一一〇まで、一六の一一三、一六の一一九、一六の一二〇、一六の一二三、一六の一三四、一六の一三八から一六の一四一まで、一六の一四四、一六の一四八から一六の一五〇まで、一六の一五二から一六の一五四まで、一六の一五六、一六の一五八、一六の一六二、一六の一八一、一六の一八二、一六の一八六、一六の一八七、一六の一九〇、一六の二〇九から一六の二一四まで、一六の二三二から一六の二三六まで、一六の二三八から一六の二四〇まで、一六の二四二、一六の二四四、一六の二五六、一六の二五九、一六の二六二、一六の二六三、一六の二六七、一六の二六八、一六の二七一、一六の二七四、一六の二七五、一九の一、一九の二、二一から二五まで、二六の一、二六の二、二七の一から二七の四まで、二八の一、二八の二、二九の一から二九の三まで、三〇の一から三〇の三まで、三一の一、三一の二、三二、三三の一から三三の五まで、三四の一から三四の五まで、三五から三七まで、三九から四一まで、四二の一から四二の三まで、四三から四五まで、四六の一、四六の二、四七、四八、四九の一、四九の二、五〇から五二まで、五三の一から五三の三まで、五五の三、五六、五七の一、五七の二、五八の一、五八の三、五八の四、五九、六〇の一、六〇の二、六三の一、六四の一、六七の一、六七の三、六八の一、六八の三、六九の一、六九の三、七一の一、七二の一、七二の二、七二の四、七二の七、七二の八、七三の一、七四の一、七四の二、七四の四、七五の一、七六の一、七六の四、七八の一、七九、八一の一、八一の三、八二の一、八二の三、八二の四、八三の一から八三の三まで、八四の一から八四の三まで、八五の一、八五の二、八六、八七の一、八七の二、八八、八九、九一の一、九一の二、九二の一から九二の三まで、九三の一から九三の四まで、九四から九八まで、九九の一、九九の二、一〇〇の一、一〇〇の二、一〇一の一、一〇一の二、一〇二の一から一〇二の三まで、一〇四の一から一〇四の三まで、一〇四の五、一〇四の七から一〇四の九まで、一〇五の一、一〇五の六、一〇五の七、一〇六の一、一〇六の二、一一〇の一、一一〇の三から一一〇の五まで、一一一の一、一一一の四から一一一の七まで、一一二の一、一一二の三から一一二の七まで、一一三の一、一一三の三、一一四の一、一一四の二、一一四の四、一一五の三、一一五の四、一一六の一、一一六の三から一一六の六まで、一一七の一、一一七の三、一一八の一、一一八の三から一一八の五まで、一一九、一二〇の一、一二〇の三、一二〇の四、一二一の一、一二一の三、一二一の四、一二二の一、一二二の三、一二二の四、一二三の一、一二四の一から一二四の四まで、一二五の一から一二五の三まで、一二六の一から一二六の三まで、一二七から一二九まで、一三〇の一から一三〇の八まで、一三一の一、一三一の二、一三二、一三三の一から一三三の三まで、一三三の八から一三三の一三まで、一三四の一、一三四の三、一三四の四、一三五から一三七まで、一三八の一、一三八の四、一三八の七、一三八の八、一三八の一〇から一三八の二四まで、一三九の六、一四〇の一、一四〇の三、一四一の二、一四二の一、一四二の二、一四二の四から一四二の七まで、一四三の一、一四三の三、一四四の一、一四四の三、一四四の四、一四五の一から一四五の六まで、一四六の一、一四六の三、一四七、一四八、一四九の一から一四九の五まで、一五〇の一、一五〇の三、一五〇の四、一五一の一、一五一の三、一五二の一、一五二の三、一五三、一五四の一、一五四の三、一五四の四、一五五、一五六の一、一五六の二、一五七の一、一五七の三から一五七の六まで、一五八、一五九の一から一五九の三まで、一六〇、一六二の一から一六二の三まで、一六四の一、一六四の三、一六四の四、一六五、一六六、一六七の一、一六七の二、一六八、一六九の一、一六九の二、一七〇の一、一七〇の三、一七一の一、一七一の三、一七二、一七三、一七四の一、一七四の四、一七五の一、一七五の五から一七五の一一まで、一七六の一、一七七の一、一七八の一、一七八の三、一七八の四、一七九、一八〇の一、一八〇の二、一八一の一から一八一の五まで、一八二の一、一八二の二、一八三の一、一八三の二、一八四から一八八まで、一九〇の一から一九〇の三まで、一九一の一から一九一の三まで、一九二から一九八まで、二〇〇、二〇二、二〇三、二〇四の一から二〇四の三まで、二〇四の五、二〇五、二〇六、二〇七の一、二〇九の一、二一一、二一三の一、二一三の二、二一四の一、二一四の三から二一四の八まで、二一五、二一八の一から二一八の八まで、二二〇の一から二二〇の七まで、二二一の一、二二一の二、二二二の一から二二二の六まで、二二三から二二七まで、二二八の一、二二八の二、二二九、二三〇、二三五から二三七まで、二三八の一、二三八の二、二四〇の一、二四〇の二、二

四一の一から二四一の三まで、二四二の一、二四二の三、二四三の一から二四三の四まで、二四六の一、二四六の三から二四六の七まで、二四八の一、二四九の一、二四九の三、二五〇、二五一の一、二五一の二、二五一の四から二五一の七まで、二五二の一、二五四の一、二五四の三から二五四の五まで、二五五の一から二五五の一三まで、二五六、二五七の一から二五七の五まで、二五八の一、二五八の二、二五九の一、二五九の二、二六〇の一、二六〇の二、二六一から二六五まで、二六六の一、二六六の二、二六七の一から二六七の三まで、二六八、二六九の一から二六九の一七まで、二七〇の一から二七〇の四まで、二七一の一、二七二の一、二七三の一、二七四の一、二七五の一、二七五の二、二七六の一、二七六の二、二七八、二七九の一、二七九の四、二八〇の一、二八〇の四、二八〇の五、二八二から二八四まで、二八五の一、二八五の二、二八六、二八七の一から二八七の六まで、二八八、二八九の一から二八九の三まで、二九〇の一、二九〇の二、二九一、三五一、三五三の二、三五四の一、三五五の一、三五五の二、三五六、三五九の一、三六〇の一、三六一の一から三六一の一九まで、三六二の一から三六二の六まで、三六三の一から三六三の四まで、三六四、三六五の一、三六五の二、三六六の一から三六六の三まで、三六七の一から三六七の三まで、三六八の一から三六八の三まで、三六九の一から三六九の三まで、三七〇の一から三七〇の三まで、三七一の一から三七一の三まで、三七二の一、三七二の二、三七三の一から三七三の三まで、三七四の一から三七四の四まで、三七五の一から三七五の四まで、三七六の一から三七六の四まで、三七七の一から三七七の五まで、三七八の一、三七八の二、三七九の一から三七九の五まで、三八〇の一から三八〇の三まで、三八一の一、三八一の二、三八二、三八三の一、三八三の二、三八四の一、三八四の二、三八五の一、三八五の二、三八六から三八八まで、三八九の一から三八九の七まで、三九〇の一、三九〇の三、三九〇の四、三九一の一から三九一の三まで、三九二、三九三の一から三九三の一八まで、三九四、三九五、三九七から四〇一まで、四〇二の一から四〇二の一三まで、四〇三の二、四〇四の一から四〇四の八まで、四〇五、四〇六の一、四〇六の二、四〇八から四一七まで、四一八の一、四一八の二、四一九、四二〇、四二一の一、四二一の二、四二二、四二三の一、四二三の二、四二四から四四二まで、四四三の一、四四三の二、四四五の一から四四五の四まで、四四六の一、四四六の二、四四七の一、四四七の二、四四八の一から四四八の三まで、四四九の一から四四九の三まで、四五〇の一、四五〇の二、四五一から四五八まで、四五九の一から四五九の四まで、四六〇、四六一の一、四六一の二、四六二、四七七、四七八、四八一、四九一から四九三まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地、公有地の全部を新たに大字奥瀬字十和田湖畔宇樽部とする。

大字奥瀬字十和田四六三の一、四六三の二、四六四から四六六まで、四六七の一、四六七の二、四六八から四七三まで、四七四の一から四七四の三まで、四七五、四七六を新たに大字奥瀬字十和田湖畔子ノ口とする。

青森県告示第五百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年八月八日

青森県知事　三　村　申　吾

区分				変更年月日
地域包括支援センター	名称	主たる事務所の所在地		平成一九・七・一
	社会福祉法人桜木会	むつ市桜木町一三の一		
介護予防支援事業所	名称	所在地		
	むつ市地域包括支援センター桜木	むつ市下北町五の一四		
		むつ市大湊新町三〇の一〇		
	変更前	変更後		

青森県告示第五百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年八月八日

青森県知事　三　村　申　吾

名称	所在地	施設の種類	廃止年月日

平川市国民健康保険平川病院	平川市柏木町藤山四七の一	介護療養型医療施設	平成一九・五・二九

青森県告示第五百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年八月八日

青森県知事　三　村　申　吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所			
名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	廃止年月日
平川市	平川市柏木町藤山二五の六	短期入所療養介護	平川市国民健康保険平川病院	平川市柏木町藤山四七の一	平成一九・五・二九
〃	〃	居宅療養管理指導	〃	〃	〃
〃	〃	訪問看護	〃	〃	〃

青森県告示第五百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年八月八日

青森県知事　三　村　申　吾

介護予防事業者		介護予防事業所			
名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名称	所在地	廃止年月日
平川市	平川市柏木町藤山二五の六	介護予防短期入所療養介護	平川市国民健康保険平川病院	平川市柏木町藤山四七の一	平成一九・五・二九
〃	〃	介護予防居宅療養管理指導	〃	〃	〃
〃	〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃

青森県告示第五百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年八月八日

青森県知事　三　村　申　吾

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
有限会社ケアサービスたんぽぽ	五所川原市金木町朝日山二七六の二	有限会社ケアサービスたんぽぽ	五所川原市金木町芦野二〇〇の二六七	平成一九・三・三

青森県告示第五百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年八月八日

青森県知事　三　村　申　吾

名称	所在地	施設の種類	指定年月日
ハピネスながわ	三戸郡南部町大字下名久井字剣吉前川原一の一	地域密着型介護老人福祉施設	平成一九・七・一
おおみなと園	むつ市大湊新町三〇の一〇	〃	〃

青森県告示第五百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年八月八日

青森県知事　三　村　申　吾

居宅介護事業者			居宅介護事業所			
名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人桜木会	むつ市桜木町一三の一	小規模多機能型居宅介護	おおみなと園	むつ市大湊新町三〇の一〇	平成一九・七・一
社会福祉法人同伸会	八戸市大字大久保字大山三二の一	認知症対応型通所介護	瑞光園デイサービスセンター	八戸市大字大久保字大山三二の一	一九・六・三
平川市	平川市柏木町藤山二五の六	居宅療養管理指導	平川市国民健康保険平川診療所	平川市柏木町藤山四七の一	一九・六・一
〃	〃	訪問看護	〃	〃	〃

青森県告示第五百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年八月八日

青森県知事　三　村　申　吾

介護予防事業者			介護予防事業所			
名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人ファミリー	三戸郡五戸町字姥堤三四の一	介護予防認知症対応型共同生活介護	ハピネスながわ	三戸郡南部町大字下名久井字剣吉前川原一の一	平成一九・七・一
社会福祉法人快適福祉協会	上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地九八	介護予防通所介護	エスノス六戸福祉センターデイサービスセンター	上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地九八	一九・五・二五
社会福祉法人桜木会	むつ市桜木町一三の一	介護予防小規模多機能型居宅介護	おおみなと園	むつ市大湊新町三〇の一〇	一九・七・一
社会福祉法人大鰐町社会福祉協議会	南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田三七の六	介護予防訪問介護	社会福祉法人大鰐町社会福祉協議会	南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田三七の六	一九・四・一
社会福祉法人南部町社会福祉協議会	三戸郡南部町大字平字広場二八の一	介護予防通所介護	デイサービスセンターひろば	三戸郡南部町大字平字広場二八の一	〃
〃	〃	〃	デイサービスセンターあじさい	三戸郡南部町大字下名久井字剣吉前川原一の一	〃
〃	〃	介護予防訪問入浴介護	南部社協訪問入浴サービスセンター	〃	〃

〃	社会福祉法人八陽会	〃	〃	平川市	〃	有限会社ベース	〃
〃	八戸市大字十日市字黒坂三五	〃	〃	平川市柏木町藤山二五の六	〃	八戸市石堂二丁目一の一二	〃
介護予防訪問介護	介護予防短期入所生活介護	介護予防通所介護	介護予防訪問介護	介護予防訪問看護	介護予防居宅療養管理指導	介護予防通所介護	介護予防訪問介護
南部社協ヘルパーセンター	特別養護老人ホーム修光園	修光園デイサービスセンター	修光園ホームヘルパーステーション	平川市国民健康保険平川診療所	〃	デイサービスセンターやわた	ヘルパーステーションやわた
三戸郡南部町大字平字広場二八の一	八戸市大字十日市字黒坂三五	〃	〃	平川市柏木町藤山四七の一	〃	八戸市大字八幡字林崎二七の二	〃
〃	一九・四・一	〃	〃	一九・六・一	〃	一九・四・一	〃

介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年八月八日

青森県知事　三　村　申　吾

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社ケアサービスたんぽぽ	五所川原市金木町芦野二〇〇の二六七	有限会社ケアサービスたんぽぽ	五所川原市金木町芦野二〇〇の二六三	平成一九・四・一

青森県告示第五百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年九月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月八日

青森県知事　三　村　申　吾

青森県告示第五百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			平川市葛川葛川出口一七の三から平川市葛川大川添一八の二まで	前	三・五〇メートルから三三・〇〇メートルまで	一、四二五・九〇メートル	
			平川市葛川葛川出口一七の一から平川市葛川大川添一八の二まで	前	一二・〇〇メートルから四二・〇〇メートルまで	一、三八五・五〇メートル	
				後	一二・〇〇メートルから四二・〇〇メートルまで	一、三八五・五〇メートル	

1					
国道					
一〇二号					
平川市葛川大川添三七の一五四から平川市葛川大川添二九の五まで	前	一五・五〇メートル	六七〇・三〇メートル		
	前	二〇・〇〇メートルから二〇・〇〇メートルまで	六六六・五〇メートル		
	後	二〇・〇〇メートルから二〇・〇〇メートルまで	六六六・五〇メートル		
平川市葛川大川添二九の四から平川市葛川家岸三五の一まで	前	一四・五〇メートルから一四・五〇メートルまで	五六一・〇〇メートル		
	前	四六・〇〇メートルから四六・〇〇メートルまで	四七六・五〇メートル		
	後	四六・〇〇メートルから四六・〇〇メートルまで	四七六・五〇メートル		
平川市葛川折戸八の一から平川市葛川折戸二六の五まで	前	二二・〇〇メートルから二二・〇〇メートルまで	二九六・〇〇メートル		
平川市葛川田の沢口三一の三から平川市葛川家岸二五の一二六まで	前	三一・五〇メートルから三一・五〇メートルまで	二七八・五〇メートル		
	後	三一・五〇メートルから三一・五〇メートルまで	二七八・五〇メートル		
上北郡六戸町大字上吉田字前田八八の六から上北郡六戸町大字上吉田字上川原一一九の四まで	前	三五・〇〇メートルから三五・〇〇メートルまで	二三〇・〇〇メートル		
	後	五〇・〇〇メートルから五〇・〇〇メートルまで	二三〇・〇〇メートル		

2					
県道					
八戸三沢線					
上北郡六戸町大字上吉田字前田八八の六から上北郡六戸町大字上吉田字上川原一一九の四まで	後	五〇・〇〇メートルから五〇・〇〇メートルまで	三八・三二メートル	六・〇〇メートル	平成一九・七・三

出先機関

上北地域県民局告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年八月八日

上北地域県民局長　北　村　　収

位置	延長	幅員	指定年月日
十和田市西二十一番町三〇六の八の一部	三八・三二メートル	六・〇〇メートル	平成一九・七・三

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚ニ付十五円一銭